

12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

資料5

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
(2)防災(災害復興を含む)	<p>○防災分野における女性の参画の拡大</p> <p>①防災基本計画に規定した男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について、地方公共団体に対して地域防災計画に規定するよう要請する等、その推進を図る。</p> <p>②防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。</p> <p>○防災の現場における男女共同参画</p> <p>③防災における女性高齢者等の被災が多いため、防災施策の立案、実施及び情報提供に当たっ</p>	<p>内閣府、総務省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p>	<p>○地域防災計画の指針となる防災基本計画を平成20年2月に修正し、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することを規定。(内閣府)</p> <p>○都道府県が作成する地域防災計画の修正に関する内閣総理大臣への協議において、防災基本計画に基づき、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立について地域防災計画に規定するよう都道府県に要請。(内閣府)</p> <p>○平成20年2月の防災基本計画の改正を受けて、各都道府県知事あて、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立について留意し、地域防災計画の見直しを速やかに推進するよう通知。また、都道府県が作成する地域防災計画の修正に係る内閣総理大臣への協議において、防災基本計画に基づいて、男女双方の視点に十分配慮すべき事項について、地域防災計画に規定するよう要請。(総務省)</p> <p>○中央防災会議の委員(学識経験者のみ)及び専門委員について、女性委員の割合を高めるよう取組を実施。(内閣府) <女性委員の割合>(平成21年9月30日現在) ・中央防災会議委員(学識経験者のみ) 4人中1人 ・中央防災会議専門委員 36人中7人</p> <p>○高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策の指針となる「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成(平成18年3月改訂)し、当該ガイドラインにおいて、避難所に災害時要援護者用の窓口を設置する際には、女性や乳幼児のニーズを把握するため、女性を配置することを記載。また、平成19年3月</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>ては、高齢者、外国人等の視点も踏まえる。また、緊急時における連絡体制の整備や、避難誘導等に関して平時からの高齢者、外国人等に対する知識の普及・学習機会の拡充を図る。</p> <p>④地方公共団体の災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるよう支援を行う。</p> <p>⑤地域コミュニティにおける防災活動の意義は大きく、男女の参画や災害や防災に関する知識の修得を進める。また、固定的な性別役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を取り入れることを推奨する。</p> <p>⑥災害復興に当たるボランティア、NPO、NGOとの連携を図り、男女共同参画の視点を踏まえた</p>	<p>内閣府、総務省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p>	<p>に、ガイドラインの手引きとなる「災害時要援護者対策の進め方について」を、平成20年3月に、市町村が避難支援プランの全体計画を策定する際の参考となる「避難支援プランの全体計画のモデル計画」を作成。それぞれ、各都道府県を通じて市町村へ周知。平成20年度は、全国8箇所各市町村職員を対象とした全国キャラバンを、平成21年度は、全体計画などの策定が進んでいない市町村職員を対象とした意見交換会を開催し、市町村における避難支援対策の取組を推進。(内閣府)</p> <p>○ 都道府県が作成する地域防災計画の修正に関する内閣総理大臣への協議において、防災基本計画に基づき、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立について地域防災計画に規定するよう都道府県に要請。(内閣府)(12(2)①に前掲)</p> <p>○ 平成20年2月の防災基本計画の改正を受けて、各都道府県知事あて、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立について留意し、地域防災計画の見直しを速やかに推進するよう通知。また、都道府県が作成する地域防災計画の修正に係る内閣総理大臣への協議において、防災基本計画に基づいて、男女双方の視点に十分配慮すべき事項について、地域防災計画に規定するよう要請。(総務省)(12(2)①に前掲)</p> <p>○ 都道府県が作成する地域防災計画の修正に関する内閣総理大臣への協議において、防災基本計画に基づき、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立について地域防災計画に規定するよう都道府県に要請。(内閣府)(12(2)①に前掲)</p> <p>○ 都道府県が作成する地域防災計画の修正に関する内閣総理大臣への協議において、防災基本計画に基づき、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立について地域防災計画に規定するよう都道府県に要請。(内閣府)(12(2)①に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>復興支援が行われるよう努める。</p> <p>⑦消防職員・警察官・自衛官等について、防災の現場に女性職員が十分に配置されるよう、採用・登用の段階も含め留意する。また、その職業能力の向上についても配慮する。</p> <p>⑧消防団における女性の活躍を促進し、全国の女性消防団員を将来的に10万人以上にする。(平成16年1.3万人)</p> <p>○国際的な防災協力における男女共同参画等</p> <p>⑨「防災協カイニシアティブ」に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点</p>	<p>警察庁、 総務省、 防衛省</p> <p>総務省</p> <p>外務省、 関係府省</p>	<p>(に前掲)</p> <p>○ 消防庁では、女性消防職員の採用促進、職域拡大、庁舎等の環境整備、採用に係る留意事項について、通知を発出しており、女性消防吏員数は人数(⑱2,207人→⑳2,588人)及び構成率(⑱1.42%→⑳1.65%)ともに増加。(総務省)</p> <p>○ 平成18年7月に「防衛省における男女共同参画に係る基本計画」を策定し、女性自衛官に係る取組「イ災害派遣や国際平和協力活動への活用」中「引き続き、災害派遣及び国際平和協力活動における女性自衛官の活用を図る。」と規定。(防衛省)</p> <p>○ 消防庁では、ポスター・パンフレット・DVD・ホームページ等の広報活動を始め、女性消防団員の入団促進等について、地方公共団体に対して通知を発出するとともに、地域防災計画に規定するよう要請しており、女性消防団員は人数(⑱14,665人→⑳16,699人)及び構成率(⑱1.63→⑳1.88)ともに増加。(総務省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	を踏まえて援助を行う。		
(3) 地域おこし、まちづくり、観光	<p>○地域おこし、まちづくり、観光分野における女性の参画の拡大</p> <p>①地域おこし、まちづくり、観光に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。</p> <p>○学習機会の提供、意識啓発等</p> <p>②地域おこしに関する自主的学習グループへの支援など、男女の学習機会を確保する。</p>	<p>内閣府、国土交通省</p> <p>内閣府、文部科学省、国土交通省</p>	<p>○地域おこし等に興味のある女性を中心に、実際に活躍している者(アドバイザー)による助言を含む経験交流会の開催等を行い、新たな取組を必要とする分野への女性のチャレンジ支援を行う。(内閣府 平成20年度)</p> <p>○地域における課題解決に向けた実践的活動の先進的事例の収集・分析、提供および地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣等の支援を実施(内閣府、平成21年度～)</p> <p>○各地域の特色を活かした観光地域づくりを推進するため、女性を含む幅広い関係者の協力を得て観光立国の実現に向けた諸施策を推進しているところ。(国土交通省)</p> <p>○地域おこし等に興味のある女性を中心に、実際に活躍している者(アドバイザー)による助言を含む経験交流会の開催等を行い、新たな取組を必要とする分野への女性のチャレンジ支援を行う。(内閣府、平成20年度)(12(3)①の再掲)</p> <p>○地域における課題解決に向けた実践的活動の先進的事例の収集・分析、提供および地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣等の支援を実施(内閣府、平成21年度～)(12(3)①の再掲)</p> <p>○「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、女性まちづくりリーダーの事例調査や自治体アンケート調査を踏まえ、女性が地域おこし・まちづくりに参画するための学習機会、学習支援のあり方について検討する特別調査研究を実施し、その成果を普及。(平成19年度～平成20年度 文部科学省)</p> <p>○「女性のキャリア形成支援プラン」において、女性が様々な学習や活動等の成果を活かして男性と共に地域社会の方針決定の場へ参画するための資質や能力の向上を図るモデル事業を行い、その成果の普及を図る。(文部科学省 平成17年度～18年度)(10(2)ア①に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>③地域おこし、まちづくり、観光に関する女性の人材育成、男女共同参画についての意識啓発を行う。</p> <p>④女性が参画した地域づくりの優良事例の普及、コーディネーター等の派遣などによる各地の自主的な取組への支援等を実施する。</p> <p>○地域におけるネットワークの構築</p> <p>⑤男女共同参画の視点も踏まえ、地域おこし、まちづくり、観光に関し、地域活動、NPO活動等のネットワークの構築や、異業種間を含む幅広いスタイルの連携活動を推進する。</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p>	<p>独立行政法人国立女性教育会館では、「女性関連施設における調査研究」を実施し、女性が地域活動の経験を活かし、地域づくりに参画する人材として育つことを支援するために、実践・活動に結びつく学習のプログラムを開発し、その成果を普及。(文部科学省 平成20年度)</p> <p>○ 地域おこし等に興味のある女性を中心に、実際に活躍している者(アドバイザー)による助言を含む経験交流会の開催等を行い、新たな取組を必要とする分野への女性のチャレンジ支援を行う。(内閣府、平成20年度)(12(3)①の再掲)</p> <p>○ 地域における課題解決に向けた実践的活動の先進的事例の収集・分析、提供および地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣等の支援を実施(平成21年度～)(12(3)①の再掲)</p> <p>○ 女性のイニシアチブによる地域おこしのロールモデルの確立を図るため、事例となり得る地域・集団について、アドバイザー・コーディネーター・専門家等の派遣により、地域おこしに取り組む模様のドキュメンタリー・ビデオを作成し、モデルとして情報発信(内閣府 平成17年度～平成19年度)</p> <p>○ 男女共同参画会議基本問題専門調査会において「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」をとりまとめ。(内閣府 平成20年10月発表)</p> <p>○ 地域おこし等に興味のある女性を中心に、実際に活躍している者(アドバイザー)による助言を含む経験交流会の開催等を行い、新たな取組を必要とする分野への女性のチャレンジ支援を行う。(平成20年度、内閣府)(12(3)①の再掲)</p> <p>○ 地域における課題解決に向けた実践的活動の先進的事例の収集・分析、提供および地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣等の支援を実施(平成21年度～)(12(3)①の再掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
(4)環境	<p>○環境分野における女性の参画の拡大</p> <p>①環境保全分野での政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。</p> <p>②環境に係る意思決定には科学技術、経済、法律、及びその他の自然環境関連分野の専門知識が必要となるが、大学で当該分野を専攻する女性は少数にとどまっているので、科学技術、経済、法律等への女性若年層の関心と理解の向上のための啓発活動を推進する。</p> <p>○環境保全活動への参画の支援</p> <p>③環境問題に関する情報の提供や交流の場の提供等の事業を推進するとともに、地域における環境学習の推進やNPO、NPO法</p>	<p>内閣府、環境省</p> <p>内閣府、文部科学省</p> <p>文部科学省、環境省</p>	<p>○平成18年度以降22年度までの採用者全体に占める女性の割合が全体として30%となることを目標に、各年度の採用者に占める女性の割合について、I種、II種、III種のそれぞれに関して、30%となることを目安とした採用に努める。(環境省)</p> <p>○女性高校生等の理工系分野の進路選択を支援するため、WEBサイト、パンフレット及び地域との連携による事業等による情報提供・意識啓発キャンペーンを実施(内閣府 平成17年度～平成20年度、WEBサイトについては、平成21年度以降も継続)</p> <p>○科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流の機会の提供や実験教室、出前授業の実施等、女子中高生の理系進路選択を支援する「女子中高生の理系進路選択支援事業」を実施。(文部科学省 平成18年度～)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館は、日本学術会議「科学と社会委員会 科学力増進分科会」等との共催で、科学技術分野への進路選択を支援する事を目的に、「女子高校生夏の学校」(平成18年度～平成19年度)、「女子中高生夏の学校」(平成20年度～21年度)を開催。(文部科学省)(1(3)⑤)に前掲)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館「女性のキャリア形成支援サイト」において、研究者・技術者、NPOリーダーなど多様な女性のロールモデル事例等を提供。(文部科学省 平成17年度～)(1(3)①)に前掲)</p> <p>○社会教育施設が中核となり、環境教育等の地域における様々な課題を総合的に把握した上で、事業の企画、実施、評価を一体的に行うモデル事業を実施。(文部科学省 平成16年度～18年度)(10(2)ア⑧)に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>環境学習の推進やNGO、NPOの活動の支援等を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民が環境保全活動を含むボランティア活動や家族参加の体験活動、地域の課題を解決する活動などを通じて、地域のきずなづくりを推進する事業を実施。(文部科学省 平成19年度～20年度) (事業実施地域のうち、環境関連事業実施地域) 平成19年度:577地域のうち、341地域 平成20年度:626地域のうち、357地域 ○ 国民、企業、NPO、行政等各主体の環境パートナーシップを促進するため、地球環境パートナーシッププラザ/地方環境パートナーシップオフィスのホームページ等による情報提供、交流の場の提供を実施。(環境省) ○ 地球環境基金によるNGO・NPO活動への支援を実施。(環境省) ※地球環境基金助成実績 平成18年度:170件、総額約5億8千万円 平成19年度:174件、総額約5億9千万円 平成20年度:205件、総額約7億2千万円 ○ 環境カウンセラー事業により、地域において環境保全に取り組む人材の活用を支援。(環境省) ※環境カウンセラー人数 平成17年度:4,126人(うち女性547人) 平成18年度:4,380人(うち女性595人) 平成19年度:4,528人(うち女性614人) 平成20年度:4,620人(うち女性649人) ○ 環境問題に取り組む女性によるトークイベント「エコリユクス2007」等を開催。(環境 平成19年度) (理由)女性によるトークイベント「エコリユクス2007」は単年度事業であり(下記URL参照)、継続的に女性によるトークイベントを実施しているわけではないため、表現を適正化した。 http://www.team-6.jp/report/movement/2007/11/071101a.html

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○国際的な対応</p> <p>④1992年に開催された「国連環境開発会議」(地球環境サミット)で採択された持続可能な開発の実現を目指す実施計画である「アジェンダ21」及びその国内行動計画である「『アジェンダ21』行動計画」を踏まえ、環境問題に関する取組については、事業の各段階における意思決定過程への女性の参画を促進する。</p> <p>⑤2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルグ・サミット)で日本のNGOと日本政府が提案し、同年国連総会で採択された「国連持続可能な開発のための教育の10年」が2005年から開始されていることを踏まえ、「持続可能な開発」の実現に必要な教育への取組と国際協力を積極的に推進する。その際、政府とNGOが密接に連携するとともに、政府においては、関係府省における横断的な推進体制を整備する。</p>	<p>外務省、環境省</p> <p>外務省、文部科学省、環境省</p>	<p>○ 環境問題に関する取組を含め、あらゆる分野に関する取組を実施するに当たっては、女性の参画を促進するとともに、男女が平等に発言する機会を設ける等、公平性を確保。(外務省)</p> <p>○ 環境保全分野について、女性の参画の機会を提供するとともに、審議会の委員への女性の登用について、女性委員割合に関する目標の達成に向けて、取り組みを推進。(環境省)</p> <p>○ 2002年に、「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN: Basic Education for Growth Initiative)」を発表し、教育へのアクセスの拡大、質の向上、そしてマネジメントの改善の3点を重点項目として、学校施設建設といったハード面の支援と、理数科分野を中心とした教員訓練やカリキュラム改善、学校運営能力強化支援などといったソフト面での支援とを組み合わせさせた協力を実施。(外務省)</p> <p>○ 「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」関係省庁連絡会議を開催。平成18年3月、わが国における「持続可能な開発のための教育の10年」実施計画を策定。平成21年3月、ESD世界会議で報告する我が国のESD分野の取り組みをジャパンレポートにまとめ、「国連ESDの10年」の中間年に際して、前半5年における我が国の活動を概観した。(外務省、文部科学省、環境省)</p> <p>○ 平成20年12月、東京にてESD国際フォーラム2008を開催(主催:文部科学省、日本ユネスコ国内委員会)し、約40カ国350名が参加。また、平成21年4月、ドイツにて開催されたESD世界会議において「国連ESDの10年締めくくり会合」の日本での開催を表明。さらに、ESDの主導機関であるユネスコに対し、ESD推進のための信託基金を拠出するなど、国際的なESD推進に貢献。(文部科学省)</p>

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			<p>○ ESDの推進拠点として位置づけているユネスコ・スクールの加盟校数増加やそのネットワーク強化、ESDに関する研修会の開催、教材や優良事例の作成など、ESDの普及のための取組を実施。(文部科学省)</p> <p>(ユネスコ・スクール加盟校)</p> <p>平成20年度当初:24校</p> <p>平成21年9月 :106校</p>